

仙台市屋外広告物条例のしおり

—まちに調和し安全な広告物を—



仙台市

はじめに

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として親しまれ、私たちの日常生活に大きな役割を果たしています。

しかし、広告物が無秩序にはらんすると、街の景観をそこなうことがあったり、時には市民に思わぬ危害をおよぼすこともあるため、市では、屋外広告物が適正に掲出されるよう、条例により屋外広告物のルールを定めています。

この「しおり」は、屋外広告物設置のルールを関係者の方々や広く市民のみなさんにご理解いただくため、仙台市屋外広告物条例の内容を説明したものです。

私たちの「杜の都」仙台を、これからも魅力的で美しく、安全で住みやすい街としていくために、みなさんのご協力をお願いします。



屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、その表示内容は、個人や法人の名称、商品名などの文字表示から、商標やシンボルマークなどの記号表示などまでも含まれます。また、その内容が営利を目的とするものに限られません。

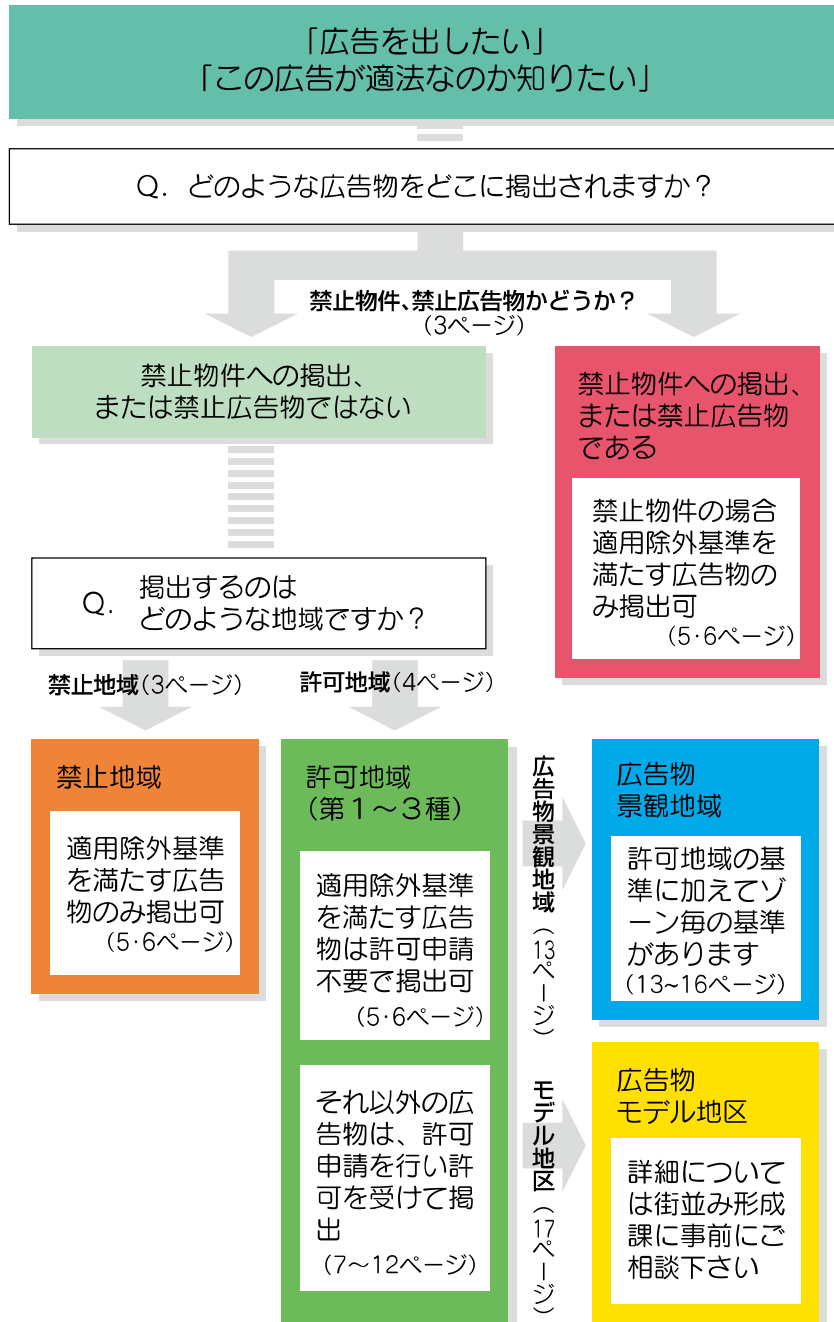
具体的には次のようなものがありますが、商店の内部や駅舎内などは屋内であり、外から見えるものであっても屋外広告物ではありません。

- はり紙（はり札）
- 広告幕
- 立て看板
- 屋上広告物
- 地上広告物
- 壁面広告物
- 電柱類広告物
- 移動広告物
- アドバルーン
- など



屋外広告物を出す時には

■屋外広告物条例の考え方



※広告物を設置する場所、物件が他人の所有または管理に属するときは、その承諾書等が必要です。
※屋外広告物条例以外にも、広告物を制限する法律や条例があります。

広告物を掲出できない場所があります

良好な景観の形成と風致を維持するために、広告物の掲出を禁止している地域や場所があります。

「禁止地域」は、風致の維持などが特に必要と認められる場所で、原則として広告物を掲出することはできません。

■ 広告物を掲出できない地域（禁止地域）

- 第一種低層住居専用地域
- 風致地区
- 国立・国定・県立の自然公園、各種の都市公園、風致保安林、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域
※市長が指定する区域を除く
- 国宝・重要文化財・県指定文化財・史跡名勝、天然記念物の指定地域内
- 古墳、墓地、火葬場・葬祭場・寺社・仏堂・教会などの敷地内
- 広瀬川の清流を守る条例に基づく環境保全区域
- 東北自動車道、仙台東部道路、三陸道、仙台南部道路、東北新幹線の市内全区間（道路については休憩所及び給油所を除く）及びその両側500m以内（商業地域を除く地域。ただし、市街化区域にあっては路面高以上の部分に限る。）
- 東北本線、仙山線、仙石線の市内全区間

重要文化財



高速道路



都市公園



大崎八幡宮



大橋



定禅寺通緑地

許可地域は3つに区分されます

禁止地域以外の場所は、すべて「許可地域」です。

許可地域は、風致の維持や産業振興の必要性を考慮し、その区域の特性に応じて第一種から第三種に区分されます。許可地域については、仙台市ホームページの「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」で調べることができます。

■第一種許可地域

都市計画区域外の区域、市街化調整区域、第二種低層住居専用地域

■第二種許可地域

第一種許可地域及び第三種許可地域以外の区域

■第三種許可地域

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域または工業専用地域のうち、市長が指定する幹線道路（一般国道4号線（仙台バイパス）、一般国道45号線の一部区間、主要地方道仙台・塩釜線（産業道路）の一部区間、主要地方道仙台・松島線（利府街道）の一部区間）の境界線から30m以内の地域

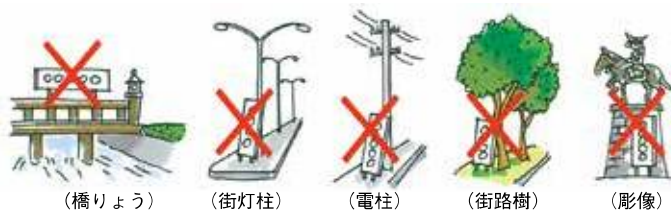
ただし、公共施設等の敷地については、第二種許可地域や第三種許可地域であっても、第一種許可地域の基準が適用されます。

また、「広告物景観地域」（13ページ参照）「広告物モデル地区」（17ページ参照）に指定された場所については、別途基準がありますので、街並み形成課にお問い合わせ下さい。

地域に関わらず、原則として広告物を取り付けられない「禁止物件」や、どのような場合にも掲出できない「禁止広告物」があります。

■広告物を掲出できない物件（禁止物件）

- 電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱、消火栓標識柱（金属製の袖看板や巻看板、又は布製、ビニール製の旗状のもの等を除く）
- 信号機、道路標識、歩道さく、街路樹、橋りょう、トンネル、高架構造物、道路の分離帯や道路等の擁壁など
- 消火栓、送電・送受信塔、郵便ポスト、電話ボックス、道路上の変圧器、ガスタンク、煙突など
- 彫塑、銅像、神仏像、記念碑
- 地下鉄・地下道の上屋、アーチ・アーケードの支柱など（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等に限る）



(橋りょう)

(街路灯柱)

(電柱)

(街路樹)

(彫像)



(郵便ポスト)

(電話ボックス)

(消火栓)

(道路標識)



信号機や道路標識に類似したもの



交通の安全を阻害するおそれのあるもの



著しく汚染したものや破損、老朽化したもの



倒壊や落下のおそれのあるもの

■掲出してはいけない広告物（禁止広告物）

- 形状、色彩、意匠等が著しく見苦しいもの
- ひどく汚れたり、色あせたり、塗料等のはがれたもの
- 著しく破損し、または老朽化したもの
- 倒れたり、壊れたり、落下するおそれのあるもの
- 信号機や道路標識などに似ていて、その働きを妨げるおそれのあるもの
- 道路交通の安全を妨げるおそれのあるもの

禁止地域・許可地域・禁止物件であっても、許可不要で掲出できる広告物があります

禁止地域や禁止物件であっても、次のような場合は規定が適用されません。

また、日常生活や経済活動を行っていくうえで、最小限必要な一定の広告物については、許可申請を行わなくとも掲出することができます。

■禁止地域・許可地域・禁止物件であっても、許可不要で掲出できるもの

- 1.法令の規定により表示し、または設置するもの
- 2.国または地方公共団体が公共目的のために表示し、または設置するもの
- 3.公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等またはこれらを掲出する物件
- 4.公益上必要な施設または物件に、寄贈者名を表示するもの
 - ①防犯灯柱又は街路灯柱に表示する場合は、10ページの電柱類広告物の許可基準によること
 - ②それ以外の場合は表示面積が掲出物の表示方向から見て、投影面積の10分の1以内かつ0.5㎡以内

■禁止地域・許可地域であっても、許可不要で掲出できるもの（禁止物件には掲出できません）

- 1.自己の氏名、名称、店名もしくは商標、または自己の事業や営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所や作業所等に表示・設置するもの（自家用広告物）
 - ①表示面積の合計が、禁止地域内は7㎡以内、禁止地域以外は15㎡以内
 - ②表示方法については、蛍光性、発光性または反射効果を有する塗料、材質、または特殊照明装置を使用しないこと。
- 2.自己の管理する土地または物件に、管理上の必要に基づいて表示・設置するもの（管理用広告物）
 - ①表示面積の合計が7㎡以内
 - ②表示方法については自家用広告物に同じ
- 3.冠婚葬祭、祭礼等のために、一時的に表示・設置するもの
- 4.講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示・設置するもの
- 5.電車または自動車に表示・設置するもの
 - ①電車については、表示面積の合計が、一車両につき10㎡以内
 - ②乗合バスまたは貸切バスについては、表示面積の合計が10㎡以内
 - ③その他の自動車は、表示面積の合計が20㎡以内
 - ④表示方法については自家用広告物に同じ
- 6.人、動物、車両（電車および自動車を除く）、船舶等に表示・設置するもの
- 7.道標、案内図板、その他公共目的を有するもの
 - ①道標については、1面の表示面積が1㎡以内かつ表示面積の合計が4㎡以内

- ②道標以外のものについては、表示面積の合計が15㎡以内
- ③所有者が自己の名称等を併せて表示する場合は、その割合は全体面積の5分の1以内
- ④表示方法については自家用広告物に同じ
- 8.地方公共団体または公共的団体が設置する掲示板に表示するもの
 - ①はり紙、はり札で表示面積が1㎡以内であること。表示または管理する者の氏名、住所および表示した日を明記すること。
 - ②表示期間は1ヵ月以内
- 9.工事現場の板塀、仮囲いに表示するもの
 - ①仮囲いに直接塗り書き、密着、はり付けるものであること。営利を目的とするものではないこと。
 - ②表示方法については自家用広告物に同じ

■許可不要で掲出できるもの（禁止地域、禁止物件には掲出できません）

- 1.政治資金規正法の届出を経た政治団体が表示し、または設置する広告物等
- 2.政治または学術に関する演説会、講演会等の開催のために表示し、または設置する広告物等
- 3.音楽会、演劇会等で慈善事業として行われるものの開催のために表示し、または設置する広告物等
- 4.独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人や要件を満たす公益法人が表示・設置する自家用広告物で、当該広告物等が属する許可地域等の基準に適合するもの
- 5.上記以外で、表示または設置の期間が5日を超えない広告物等
 - はり紙、はり札、立て看板、広告幕にあっては、各々の許可基準（9・10ページ）に適合するものであること
 - 広告物の表示面に当該広告物等の所有者又は管理者の氏名、住所及び表示した日を明記すること（4を除く）

※都市計画法により地区計画が決定された区域では、広告物の表示を制限している場合があります（八乙女地区、泉パークタウン地区、あすと長町地区など）。
 ※地区計画の届出、制限内容の確認に関するご相談は〈各区街並み形成課〉へ。
 （青葉区 ☎225-7211 宮城野区 ☎291-2111
 若林区 ☎282-1111 太白区 ☎247-1111
 泉区 ☎372-3111）
 ※地区計画等、都市計画に関するご相談は
 〈都市計画課 地域計画係 ☎214-8295〉へ。

(注)この例は、適用除外基準のうち表示面積を中心に図解したものですので、利用するにあたっては、適用除外基準(屋外広告物条例施行規則 別表第2)に注意願います。

自家用広告物

例1 (禁止地域の場の場合)

- 1.表示面積の合計(A広告物、B広告物の表示面積の合計)……7㎡以内
- 2.敷地外への突出し幅……1m以内
- 3.歩道からの高さ……2.5m以上
- 4.車道からの高さ……4.5m以上

例2 (禁止地域以外の場の場合)

- 1.表示面積の合計(A広告物、B広告物、C広告物の表示面積の合計)……15㎡以内
- 2.敷地外への突出し幅……1m以内
- 3.歩道からの高さ……2.5m以上
- 4.車道からの高さ……4.5m以上

管理用広告物

例1

表示面積の合計(A広告物、B広告物の表示面積の合計)……7㎡以内

例2 (1の表示の内容を数個の場合)

表示面積の合計(広告物間の空間を含む)……7㎡以内

道標、案内図板

例1 (道標)

- 1.1面の表示面積……1㎡以内
- 2.表示面積の合計……4㎡以内
- 3.所有者の名称等の大きさ……表示面積の1/5以内

例2 (案内図板)

- 1.表示面積……15㎡以内
- 2.所有者の名称等の大きさ……表示面積の1/5以内

寄贈者名等を表示する広告物

例1

表示面積…表示方向から見た場合における当該施設又は物件の投影面積の1/10以内で、かつ、0.5㎡以内

例2

表示面積…表示方向から見た場合における当該施設又は物件の投影面積の1/10以内で、かつ、0.5㎡以内

広告物の管理義務と点検義務について

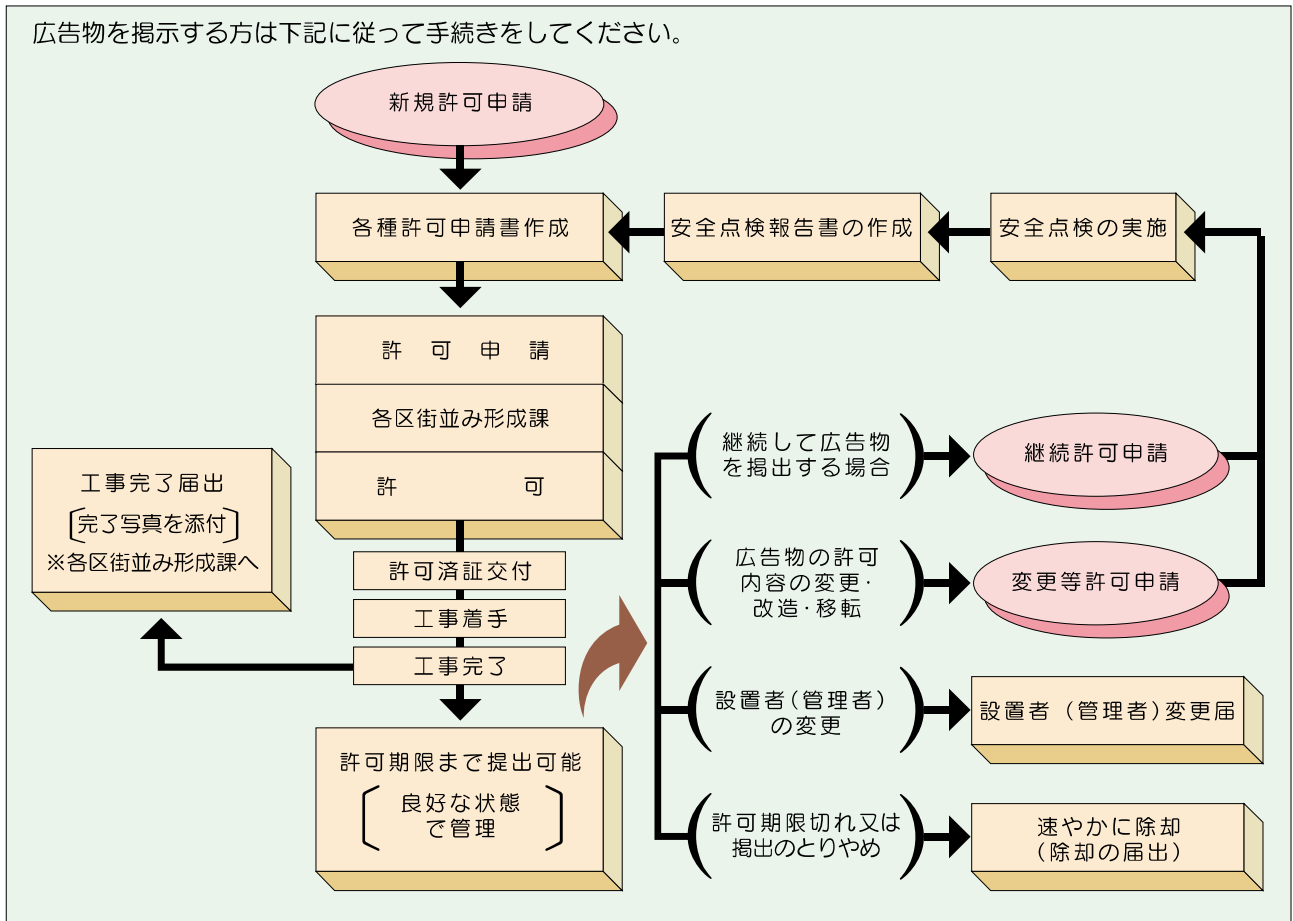
広告物の表示者や所有者などは、広告物について適正な管理を行い、良好な状態を保つようにしなければなりません。また、広告物の所有者及び占有者は、広告物の劣化状況などについて、有資格者に点検させる義務があります。

広告物を掲出するには許可が必要です

許可地域において、屋外広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物（5ページ参照）を除き、あらかじめ区長の許可を受けなければなりません。

また、広告物の所有者及び占有者は、継続許可申請などを行う際に、併せて広告物の点検結果を提出する必要があります。

■ 広告物の許可申請を出す場合の手順



■ 新規の許可申請に必要な書類

1. 屋外広告物表示（設置）許可申請書（正副2部）
2. 広告物を表示し、または設置する場所の見取図
3. 広告物の形状、寸法、材質、構造、表示方法を示す図面および仕様書
4. 広告物を設置する場所、物件が他人の所有または管理に属するときは、その承諾書（写し）
5. 他の法令の規定による許可を要する場合は、その許可書（写し）

■ 変更及び継続の手続について

広告物はその種類に応じて許可期間（右ページ参照）が定められていますので、許可期間満了後も引き続き掲出する場合には、期間満了の10日前までに許可申請が必要です（継

続許可申請）。また、一度許可を受けた事項（表示内容、構造、設置位置等）を変更する場合も、あらかじめ許可が必要です（変更等許可申請）。

■ 点検結果の提出について

継続許可申請や変更等許可申請（改造・移転に限る）を行う際は、点検結果を記載した「安全点検報告書」を併せて提出する必要があります。

■ 許可申請書や点検結果の提出先

屋外広告物を掲出する場所を管轄する区役所の建設部街並み形成課です（裏表紙参照）。

■ 広告物モデル地区の届出

定禅寺通・宮城野通・青葉通広告物モデル地区では、許可を要しない屋外広告物でも表示面積が1㎡を超える場合は、届出が必要です。

■ 建築基準法、道路法、都市計画法に関する手続き

屋外広告物の掲出には、許可申請のほかに、建築基準法、道路法および都市計画法に基づく手続きが必要となる場合があります。

1. 高さ4mを超える広告物を設置する場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です。
2. 広告物を道路上に掲出する場合は、道路法に基づく道路占用の許可が必要です。
3. 都市計画法により定められた地区計画区域内で広告物を設置する場合は、原則として届出が必要です。

広告物は、その種類に応じて、次のとおり許可期間と許可申請手数料が定められています。

■屋外広告物の許可期間と許可申請手数料

区分（許可期間）		許可申請手数料		
はり紙 はり札等 (1ヶ月以内)	50枚以下のもの	1件につき	240円	
	51枚以上100枚以下のもの	1件につき	480円	
	101枚以上のもの	1件につき 480円に100枚を超える枚数が 100枚までごとに240円を加算した額		
広告幕(広告旗を含む) (原則3ヶ月以内)		1枚につき	500円	
立て看板(原則2ヶ月 または4ヶ月以内)	1㎡以内のもの	1個につき	360円	
	1㎡を超えるもの	1個につき	720円	
電柱類広告 (1年以内)	そで型のもの	1個につき	480円	
	巻型のもの	1個につき	480円	
移動広告物 (1年以内)	1㎡以内のもの	1個につき	600円	
	1㎡を超え3㎡以内のもの	1個につき	1,200円	
	3㎡を超え6㎡以内のもの	1個につき	1,800円	
	6㎡を超え10㎡以内のもの	1個につき	2,400円	
	10㎡を超えるもの	1個につき 2,400円に10㎡を超える面積が 5㎡までごとに800円を加算した額		
アドバルーン (1ヶ月以内)		1個につき	3,000円	
建築物等の 壁面又は 屋上に 表示し、 又は設置 する広告物等	特殊照明 装置※を 使用する もの	1㎡以内のもの	1個につき	900円
		1㎡を超え3㎡以内のもの	1個につき	1,800円
		3㎡を超え6㎡以内のもの	1個につき	2,700円
		6㎡を超え10㎡以内のもの	1個につき	3,600円
		10㎡を超えるもの	1個につき 3,600円に10㎡を超える面積が 5㎡までごとに1,200円を加算した額	
独立して 地上に 表示し、 又は設置 する広告物等 (1年または 3年以内)	その他の もの	1㎡以内のもの	1個につき	600円
		1㎡を超え3㎡以内のもの	1個につき	1,200円
		3㎡を超え6㎡以内のもの	1個につき	1,800円
		6㎡を超え10㎡以内のもの	1個につき	2,400円
		10㎡を超えるもの	1個につき 2,400円に10㎡を超える面積が 5㎡までごとに800円を加算した額	

※ 特殊照明装置とは、広告物等に使用する照明装置で、ネオン管の露出したネオンサイン又は光源の点滅する電飾装置をいう。



許可を受ける広告物には管理者が必要です

広告物の高さが4mを超える場合は次の有資格者等でない限りなりません。

- ①屋外広告士（3年以内）
- ②1級広告美術仕上げ技能士（3年以内）
- ③1級または2級建築士で屋外広告物講習会の修了者（3年以内）
- ④ネオン工事に係る特種電気工事資格者で屋外広告物講習会の修了者（3年以内）
- ⑤第1種から第3種の電気主任技術者免状の取得者で屋外広告物講習会の修了者（3年以内）
- ⑥建設業法による技術検定に合格した方〔土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理〕で屋外広告物講習会の修了者（3年以内）
- ⑦技術士法による技術士〔電気電子部門、建設部門〕で屋外広告物講習会の修了者（3年以内）

- ⑧（一社）日本屋外広告業団体連合会または（公社）日本サイン協会が実施する点検技能講習会の修了者（3年以内）

また、広告物の高さが4m以下であれば、次の有資格者等も管理者となることが出来ます。

- ⑨屋外広告物講習会修了者（1年以内）
- ⑩広告美術に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定〔1級を除く。〕に合格し、または職業訓練を修了した方（1年以内）

※（ ）内は、建築物等の壁面若しくは屋上に表示・設置する広告物等又は独立して地上に表示・設置する広告物等の許可の期間です。

なお、安全点検の実施者については、①～⑧に該当する有資格者でなければなりません。

広告物にはさまざまな許可基準があります

仙台市屋外広告物条例により、許可を受けようとする屋外広告物には、その種類によって、面積や高さなどにさまざまな許可基準が定められています。

ここから15ページまでは、許可基準のうち主な広告物について図解したものですので、利用するにあたっては許可基準（屋外広告物条例施行規則別表第1）に注意願います。

※特殊照明装置とは、広告物等に使用する照明装置で、ネオン管の露出したネオンサイン又は光源の点滅する電飾装置をいう。

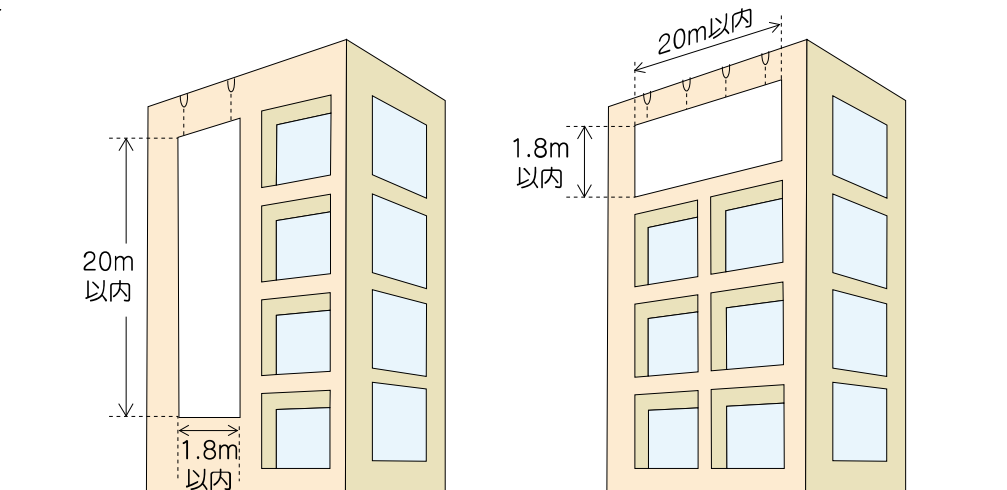
はり紙・はり札

- ・表示面積が1㎡以内で、同一のものを2枚以上続けてはり付け、またはつり下げないこと

広告幕（材質が布、網、ビニール布等のもの）

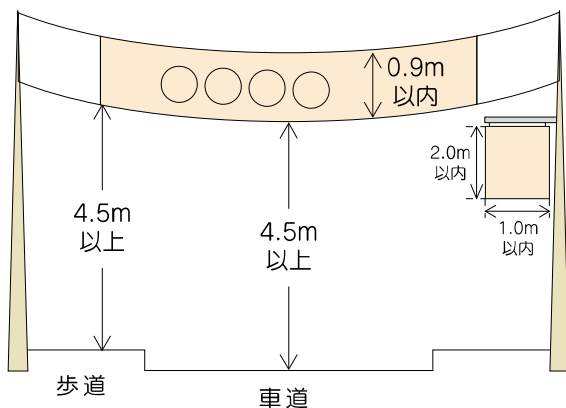
1. 懸垂状のもの

- 幅1.8m以内、長さ20m以内であること
- 建築物の壁面を利用して表示し、又は設置するものにあたっては建築物の窓又は開口部をふさいで表示又は設置しないこと



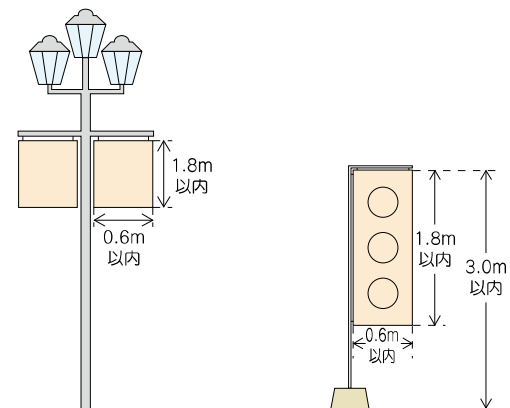
2. アーケードの支柱などに設置するもの

- 横断状のものは幅0.9m以内であること。地上からその最下端までの距離が4.5m以上であること
- その他のものは幅1.0m以内、長さ2.0m以内であること



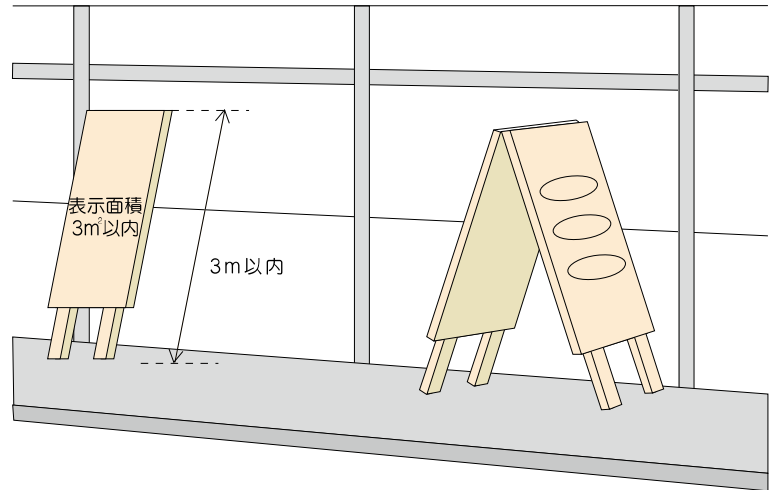
3. フラッグ・のぼり旗

- 1つの柱に2個まで掲出可（フラッグの場合）



立て看板

- 表示面積が3㎡以内、高さ3m以内であること
- 容易に倒伏等をしないように固定すること



電柱類広告物

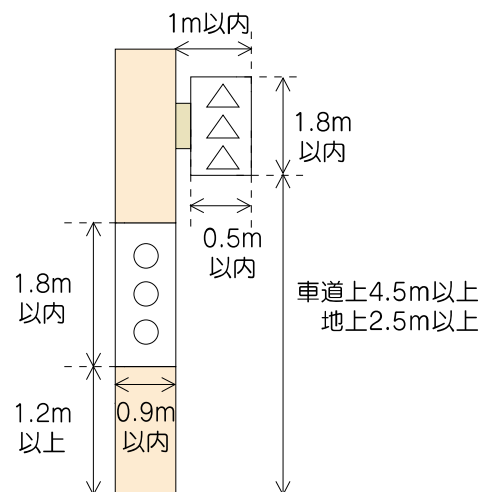
※ 1つの柱に広告物は2個まで掲出可

1. 巻型

- 長さ1.8m以内、巻幅0.9m以内
- 最下端が地上から1.2m以上離れること

2. 袖型

- 長さ1.8m以内、横幅0.5m以内
- 地上から最下端までは2.5m以上離れること（車道上に突き出ている場合4.5m以上離れること）



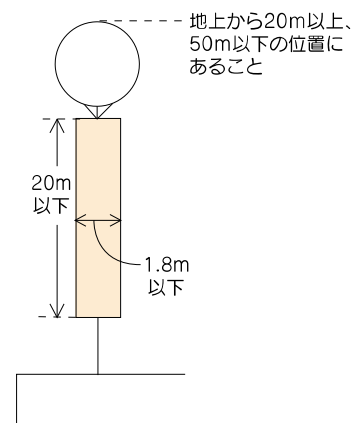
(防犯灯柱および街路灯柱への寄贈者名表示における適用除外基準も同じ内容である。)

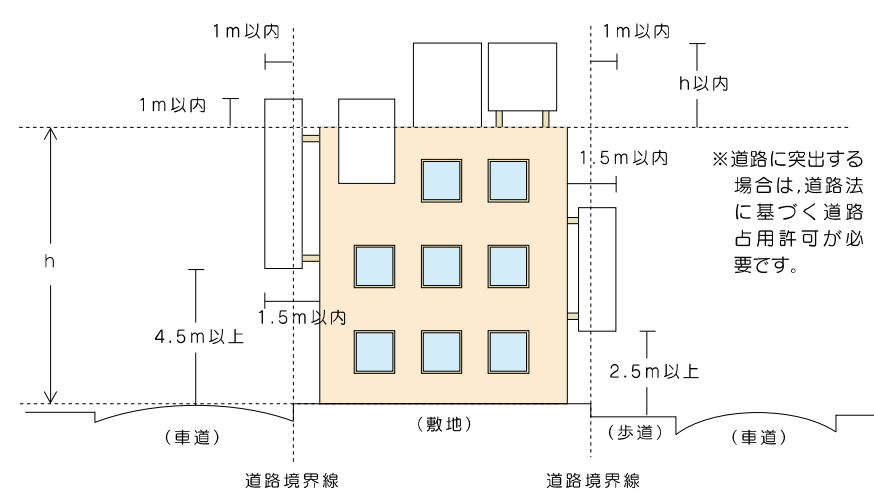
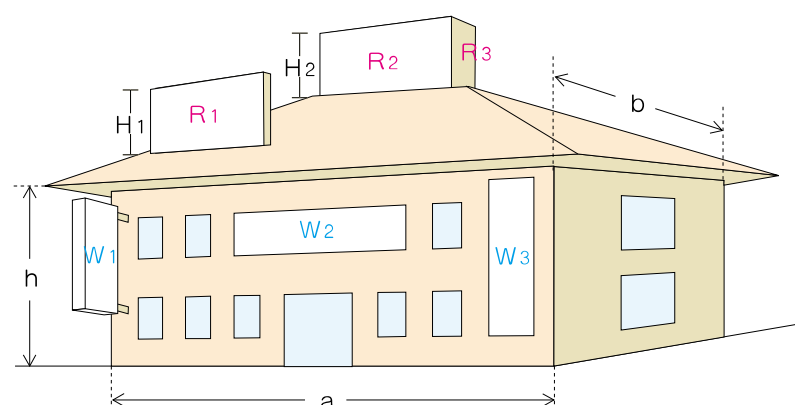
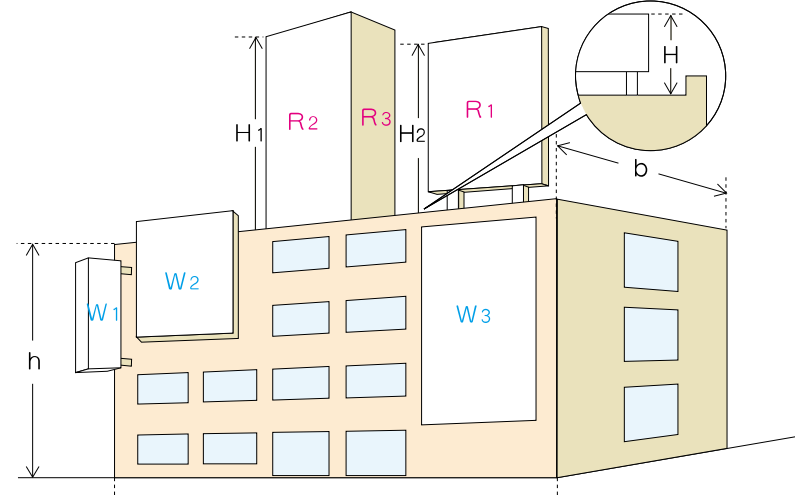
移動広告物

- 電車または自動車の車体に塗り書き、または密着したもの
- 表示面積の合計は40㎡以内
- 蛍光塗料、反射塗料または発光塗料を使用しないこと
- 特殊照明装置を使用しないこと

アドバルーン

- 表示面が、幅1.8m以内、長さ20m以内であること
- 気球頂部の位置が、地上から20m以上、50m以下であること
- 掲揚時に、電線等への接触など危険のない方法であること



建物等の壁面に掲出される広告物	建物等の屋上に掲出される広告物
共通事項	
	<p>屋上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 壁面の垂直直上面を超えて突き出さないこと ● 同一の建物に設置できる広告物は4個まで ● 高さが建物の高さ以下であること <p>壁面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置しないこと ● 壁面上端から突き出す場合の突き出し高さは1m以内であること ● 壁面から水平方向に突き出す場合の突き出し幅は1.5m以内で、かつ、道路上の突き出し幅は1m以内であること ● 道路上に突き出す場合、地上からの最下端までは2.5m以上であること (車道上から最下端までは4.5m以上であること) <p>※道路に突出する場合は、道路法に基づく道路占用許可が必要です。</p>
第一種許可地域	掲出可能な広告物：自家用広告のみ
<p>壁面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 表示面積の合計 $W1+W2+W3 \leq ah \times 1/6$ <p>屋上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 表示面積の合計 $R1+R2+R3 \leq \frac{2}{3} (ah+bh) \times 1/6$ 当該建築物等の壁面面積の合計 ● 各表示面積 $R1, R2, R3 \leq \text{最大壁面} ah \times 1/6$ ● 各高さ $H1, H2 \leq 5m$ 	
第二種許可地域 第三種許可地域	掲出可能な広告物：自家用広告及び自家用以外広告
<p>壁面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 表示面積の合計 $W1+W2+W3 \leq ah \times 1/3$ <p>屋上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 表示面積の合計 $R1+R2+R3 \leq \frac{2}{3} (ah+bh) \times 1/3$ 当該建築物等の壁面面積の合計 ● 各表示面積 $R1, R2, R3 \leq \text{最大壁面} ah \times 1/3$ ● 各高さ 第二種許可地域 $H1, H2 \leq 10m$ 第三種許可地域 $H1, H2 \leq 20m$ <p>※屋上広告物の高さは床面からとします。</p>	

独立して地上に掲出される広告物

第一種許可地域

掲出可能な広告物：自家用広告

案内誘導用の自家用以外広告

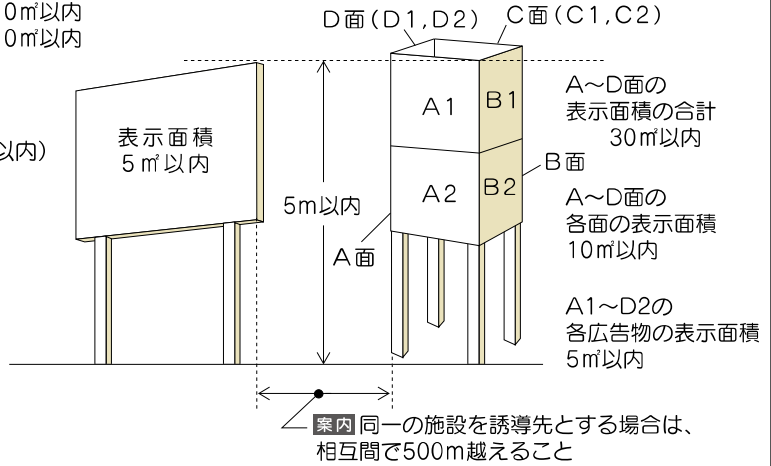
(案内誘導先の施設の名称、営業時間、施設までの方向、距離、地図等が記載されたもので、案内誘導先から5km以内のもの)

●表示面積

- 1面：自 5㎡以内
他 5㎡以内 (複 10㎡以内)
- 1つの広告物の合計：自 10㎡以内
他 10㎡以内 (複 30㎡以内)

●高さ 5m以内

両面の表示面積の合計
自 10㎡以内
他 10㎡以内



凡例

- 自：自家用広告
- 他：案内誘導用の自家用以外広告
- 複：案内誘導用の自家用以外広告(各々5㎡以内)が複数表示される場合

第二種許可地域

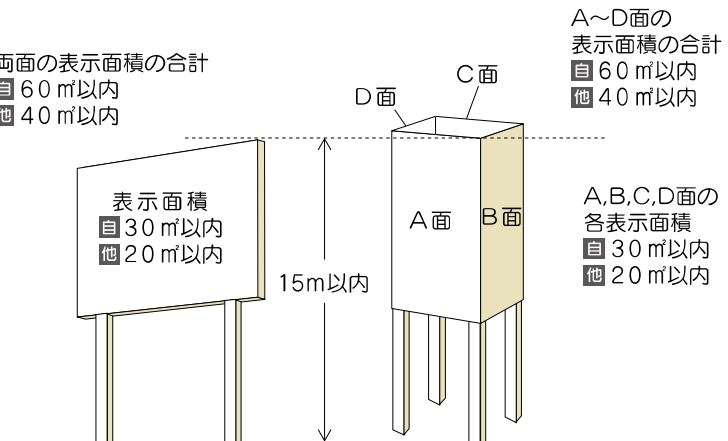
掲出可能な広告物：自家用広告及び自家用以外広告

●表示面積

- 1面：自 30㎡以内
他 20㎡以内
- 1つの広告物の合計：自 60㎡以内
他 40㎡以内

●高さ 15m以内

両面の表示面積の合計
自 60㎡以内
他 40㎡以内



凡例

- 自：自家用広告
- 他：自家用以外広告

第三種許可地域

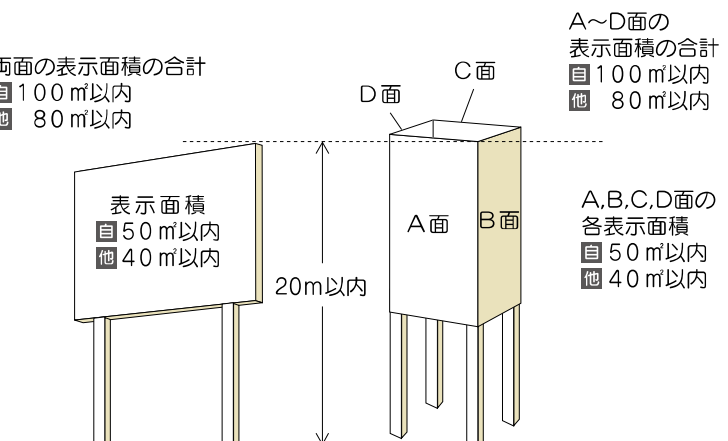
掲出可能な広告物：自家用広告及び自家用以外広告

●表示面積

- 1面：自 50㎡以内
他 40㎡以内
- 1つの広告物の合計：自 100㎡以内
他 80㎡以内

●高さ 20m以内

両面の表示面積の合計
自 100㎡以内
他 80㎡以内



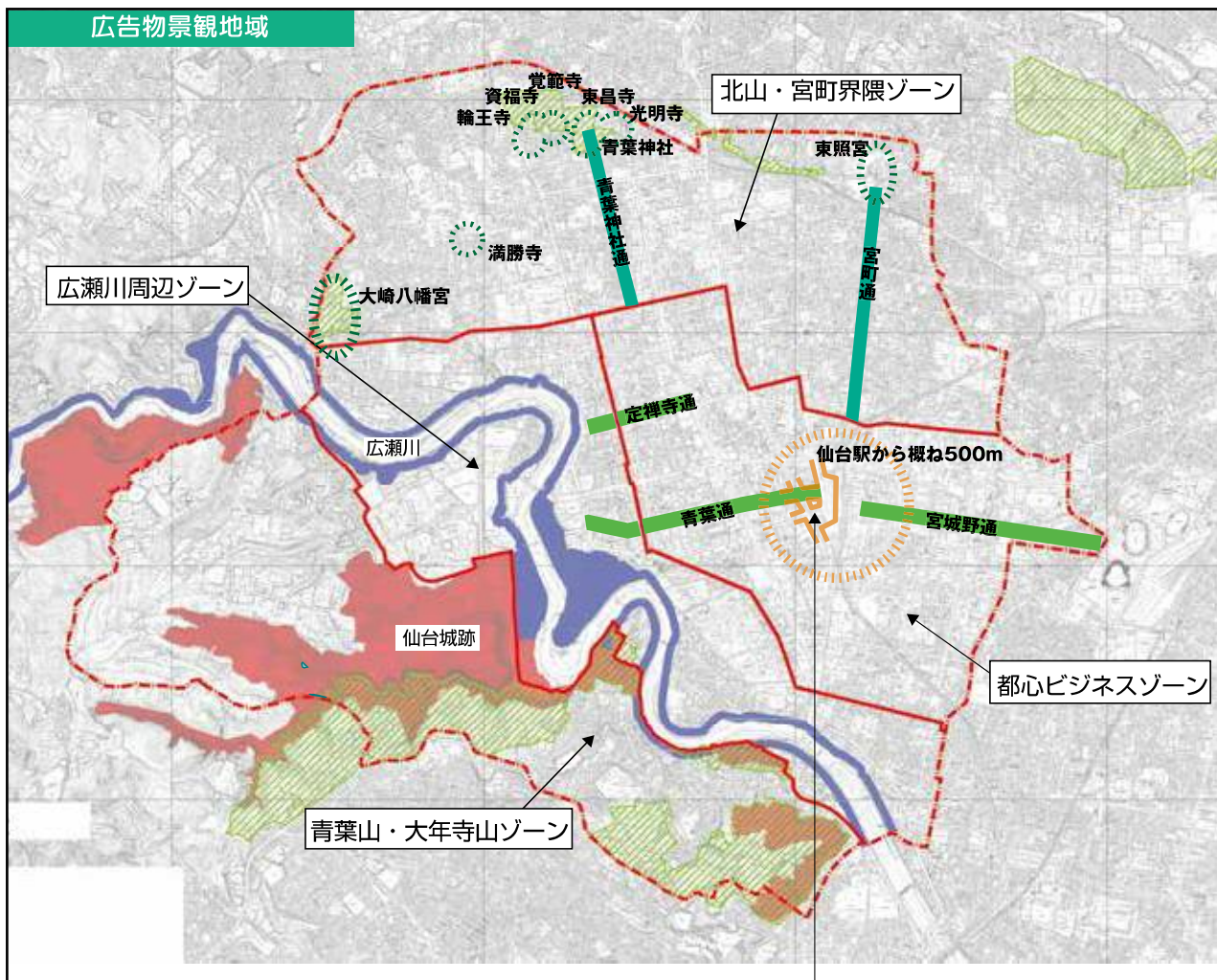
凡例

- 自：自家用広告
- 他：自家用以外広告

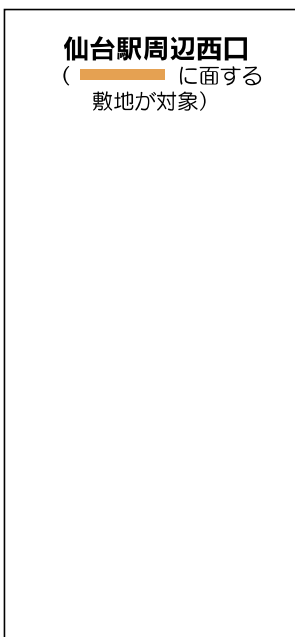
地域特性に応じたきめ細かい基準があります

景観計画に定める「景観重点区域」を『広告物景観地域』に指定し、景観計画に即して具体的な基準を示した『広告物設置基準』と、より望ましい基準としての『広告物誘導基準』が定められています。

『広告物設置基準』は現行の許可基準に内容を追加するものです。『広告物誘導基準』は良好な景観形成を積極的に誘導すべき事項について定めるもので、建物ごとに自主的に取り組む協定を締結する基準としても活用します。各ゾーンの地域特性については、仙台市「杜の都」景観計画第2章をご覧ください。



凡 例	
	広告物景観地域
	ゾーン境界
	【禁止地域】特別環境保全地域 (広瀬川の清流を守る条例)
	【禁止地域】環境保全地域 (広瀬川の清流を守る条例)
	【禁止地域】風致地区
	社寺周辺
	歴史的通り
	青葉通、定禅寺通、宮城野通



広瀬川周辺ゾーン

建物等の屋上または壁面に掲出される広告物

表示面積

- ・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内

建物等の屋上に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・自己用・管理用のみ※

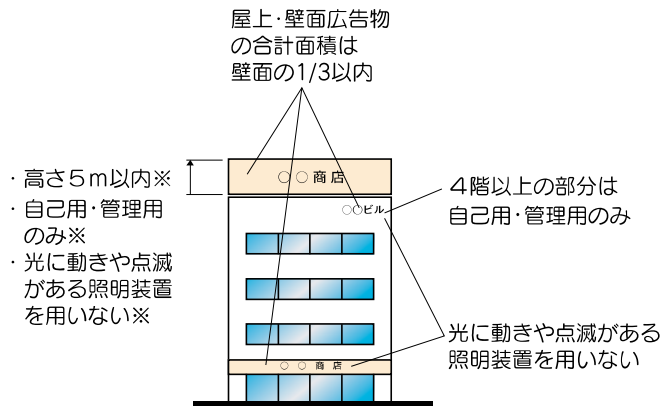
高さ

- ・5m以内※

照明

- ・光の点滅や動きがある照明装置は使用しない※

※国道286号・48号・昭和市電通りの各道路沿いの商業地域・近隣商業地域は除く



建物等の壁面に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・4階以上の部分は自己用・管理用のみ

照明

- ・光の点滅や動きがある照明装置は使用しない

青葉山・大年寺山ゾーン

建物等の屋上または壁面に掲出される広告物

表示面積

- ・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内

照明

- ・光の点滅や動きがある照明装置は使用しない

建物等の屋上に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・自己用・管理用のみ

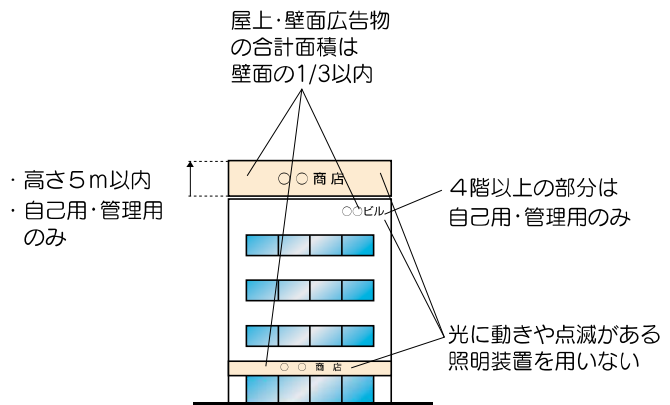
高さ

- ・5m以内

建物等の壁面に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・4階以上の部分は自己用・管理用のみ



独立して地上に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・自己用・案内誘導用※・管理用のみ

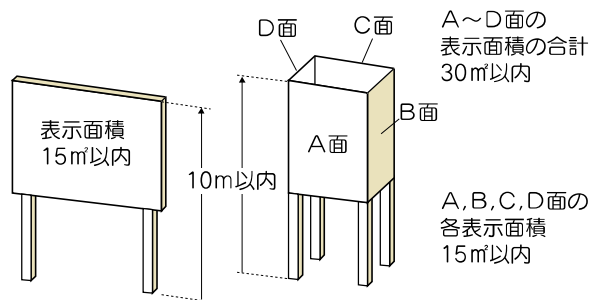
※案内誘導先の施設の名称、施設までの方向、距離、地図及び電話番号のみが表示された物

表示面積

- ・1面15㎡以内、合計30㎡以内

高さ

- ・10m以内



北山・宮町界限ゾーン

建物等の屋上または壁面に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・地上高30m以上は、自己用・管理用のみ

表示面積

- ・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内

- ・地上高30m以上は、1面40㎡以内

照明

- ・光の点滅や動きがある照明装置は使用しない※

建物等の屋上に掲出される広告物

高さ

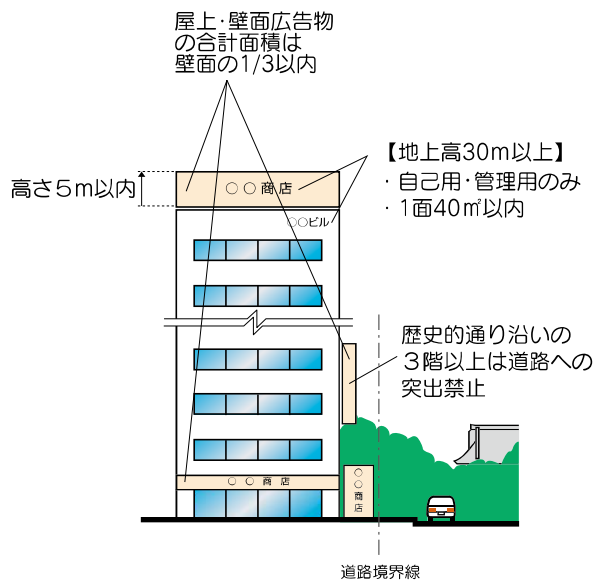
- ・5m以内（商業地域を除く）

建物等の壁面に掲出される広告物

- ・歴史的通り（青葉神社通、宮町通）沿いの3階以上の壁面に設置する袖看板は、道路への突出を禁止

独立して地上に掲出される広告物

- ・光の点滅や動きがある照明装置は使用しない※



※社寺周辺（大崎八幡宮・東照宮・青葉神社・輪王寺・北山五山の市長が指定する建造物等から100m以内）の広告物

都心ビジネスゾーン

建物等の屋上または壁面に掲出される広告物

掲出可能な広告物

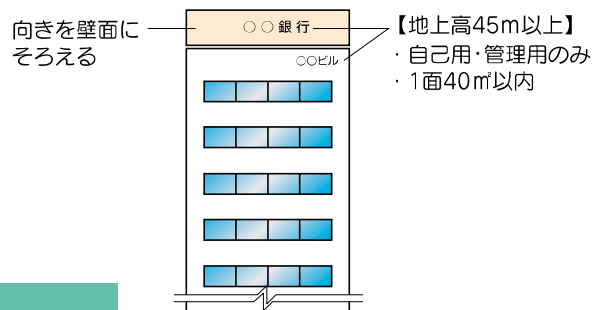
- ・地上高45m以上は、自己用・管理用のみ

表示面積

- ・地上高45m以上は、1面40㎡以内

建物等の屋上に掲出される広告物

- ・広告面の向きは建物壁面にそろえる



仙台駅周辺西口

仙台駅周辺西口では、上記の基準に加え以下の基準があります。

建物等の屋上に掲出される広告物

高さ

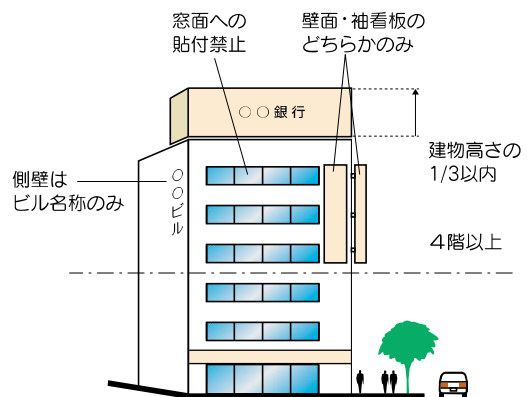
- ・建物高さの1/3以内

建物等の壁面に掲出される広告物（4階以上）

- ・4階以上では1壁面につき壁面広告物・突出し広告物（袖看板）どちらか一つの種別。ただし、集約して設置する場合は壁面広告物・突出し広告物（袖看板）それぞれ1箇所ずつは可能

- ・道路に面しない4階以上の側壁面に表示する広告物はビル名称のみ

- ・4階以上の窓面に貼り付けて表示しない



広告物景観地域の誘導基準

- ・景観計画に掲げる屋外広告物に関する行為の制限のうち、良好な景観形成を積極的に誘導すべき事項については、広告物誘導基準として定め、優良な屋外広告物の誘導を図ります。
- ・また、建物ごとに自主的に取り組む協定を締結する基準として活用します。

<p>広告物景観地域全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●形態・意匠は、建築物と調和し、文字や写真・グラフィック等のバランス良い配置による、すっきりと洗練されたデザインとする。 ●色彩は、極端に鮮やかな色や蛍光色は使用せず、広告物のベース色は、建築物外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑えた色彩とする。 ●一つの建物に複数設置する場合は、形態・色彩を揃える等、互いの調和に配慮する。隣接建物の広告物とも配置を揃える等、互いの調和に配慮する。
<p>仙台駅周辺 (仙台駅から概ね500mの範囲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●青葉通と東五番丁の交差点から仙台駅舎越しに見える屋外広告物については、仙台駅舎名よりも過大なものとしなない。 ●屋外広告物は、新幹線ホームやペDESTリアンデッキから見て、建物規模や街並みのスカイラインに合う配置とし、文字だけが派手に強調されない形態意匠とする。 ●壁面広告は、ペDESTリアンデッキの床面より上部では、ビル名・店舗名等の自己用及びイベント・ニュース・商品等を可動表示する案内用のみとする。自己用は最低限の数量とし、案内用は1壁面当たり1ヶ所とし、壁材・窓割り・ショーウィンド等の建物外観と調和するデザインとする。 ●懸垂幕は位置を揃え集約的に配置し、窓面には窓貼広告物を設置せず、位置を揃えショーウィンドに見立てた室内からの広告表示のみを可能とする。
<p>青葉通・定禅寺通・宮城野通の沿道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●屋上広告は、ビル名等の自己用とし、建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。 ●壁面広告は、低層階（3階以下）に集約化し、配置を揃え、建物外壁と調和するデザインとする。

広告物景観地域の推奨策

- ・優良な屋外広告物の設置を誘導し良好な景観形成を図るため、広告物誘導基準に基づく協定の締結を推奨し、協定を締結した広告物については許可期間を延長します。
- ・一方、仙台の玄関口等、特に良好な景観形成を積極的に誘導する区域については、通常の許可期間の期間短縮も併せて講じていきます。

<ul style="list-style-type: none"> ●良好な景観形成に積極的に貢献すると認められる場合 <ul style="list-style-type: none"> ①広告物協定や景観協定を締結し、広告物誘導基準に適合する広告物 ②広告物モデル地区の美観維持基準に適合する広告物 	<p>⇒許可期間を通常から延長（最大で2倍） 例）【3年】 → 【6年】 【1年】 → 【2年】 ※点検結果の提出は【3年】又は【1年】ごとに必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●広告物協定等を締結せず、新規又は既存広告物を更新する場合 	<p>⇒許可期間は変わらず 【3年】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●仙台駅周辺西口で、特に良好な景観形成を積極的に誘導する地域での、新規又は既存広告物を更新する場合 	<p>⇒許可期間を通常から短縮 例）【3年】 → 【2年】</p>

優れた広告景観の創出も大切です

広告物モデル地区

杜の都・仙台の「顔」となり、広告物等に関する優れた景観を形成するため、特に必要であると認められる区域については、広告物などに関する整備計画を定めて「広告物モデル地区」に指定します。

平成10年4月には定禅寺通地区を、平成17年10月には宮城野通地区を、また平成27年12月には青葉通地区を、“杜の都”のシンボルとして「広告物モデル地区」に指定しています。

広告物モデル地区の基準等に関しては、街並み形成課にお問い合わせ下さい。

■定禅寺通広告物モデル地区



■宮城野通広告物モデル地区



■青葉通広告物モデル地区

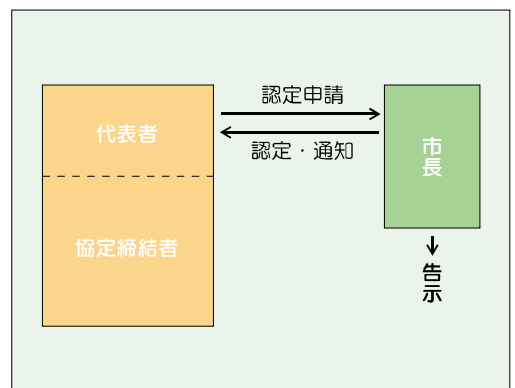


広告物協定

市内の各地域において、その景観と調和する優れたデザインの広告物を増やしていくため、その地域に住んでいる人々が自主的な取り決めを行い守っていくための制度で、一定の区域にある土地・建物の所有者等は、優れた景観を形成するために広告物等について協定を締結し、市の認定を受けることができます。

この広告物協定を結んだ人は、代表者を通じて「広告物協定書」を市長に提出し、その認定を求めることができます。

■広告物協定の進め方



屋外広告業を営む方は登録が必要です

■屋外広告業を営む方は登録が必要です

仙台市内で「屋外広告業」を営もうとする方（市内における営業所の有無を問いません）は、市長の登録を受けなければなりません。登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合は、罰せられます。

登録申請については、以下の内容に適合することが必要です。

- 登録申請書等に、虚偽の記載又は記載漏れが無いこと。添付書類（申請者等の略歴書及び住民票等）が揃っていること。
- 申請者（会社の場合、役員などを含みます）が、業の取消や罰金等の処分の執行が終わった日から2年が経過していること。営業停止等の処分を現在受けていないこと。
- 営業所ごとに屋外広告物講習会修了者等である業務主任者を選任すること。

登録の有効期間は5年、登録申請手数料は新規・更新とも1万円です。お問い合わせは仙台市都市景観課へ。

■屋外広告業とは

広告主から広告物の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人または個人をいいます（元請け、下請けは問いません）。

※広告物の設置に関する工事を請け負わない広告代理店や、広告物の印刷・制作だけを行うものはこの「業」に該当しません。

■屋外広告物講習会修了者等

- 1.本市で開催する屋外広告物講習会の修了者
- 2.都道府県、他の指定都市または中核市で実施した屋外広告物講習会の修了者
- 3.屋外広告士

- 4.職業能力開発促進法に基づき、広告美術に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、または職業訓練を修了した者
- 5.市長が、講習会修了者と同等以上の知識を有すると認められた者

■屋外広告物講習会

屋外広告業を営む方の技術・知識の習得のため開催されるもので（本市の他、都道府県、指定都市、中核市でも実施）、屋外広告物に関する諸法令、屋外広告物の表示方法、施工に関する事項について受講していただくものです。

その他の注意事項

◇許可済証

許可を受けた広告物には、許可済証を広告物の見やすいところに必ずはり付けてください。

◇除却義務

許可期間が満了したときや、許可が取り消されたとき、または掲出の必要がなくなったときは、ただちに広告物等を除却しなければなりません。

◇罰則

次のような場合は50万円以下の罰金に処せられます。

- 許可が必要なのに許可を受けなかったとき
 - 禁止されている地域や物件に掲出したとき
 - 登録を受けずに屋外広告業を営んだとき、など
- 上記以外にも罰則が適用される場合があります。

このしおりは、仙台市屋外広告物条例及び関係規定の概略を説明したものです。詳しい内容については、条文等をご確認下さい。

- ・仙台市屋外広告物条例
- ・仙台市屋外広告物条例施行規則
- ・仙台市屋外広告物条例施行規則実施要領
- ・告示（令和3年6月現在7件）

条文等は、都市景観課のホームページからご確認いただけます。

仙台市屋外広告物

屋外広告物の表示(設置)許可に関する問い合わせ先

仙台市	青葉区役所	建設部街並み形成課	Tel 022-225-7211 (代表)
	宮城野区役所	建設部街並み形成課	Tel 022-291-2111 (代表)
	若林区役所	建設部街並み形成課	Tel 022-282-1111 (代表)
	太白区役所	建設部街並み形成課	Tel 022-247-1111 (代表)
	泉区役所	建設部街並み形成課	Tel 022-372-3111 (代表)

屋外広告業の登録および講習会に関する問い合わせ先

仙台市役所 都市景観課 Tel 022-214-8288 (直通)
住所 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

編集・発行 仙台市都市整備局計画部都市景観課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

TEL (022)214-8288



令和3年6月
改訂版